

●香川県告示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

令和2年1月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区

計画番号区第3号（あおのり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島東町南部地先

イ 点の位置

基点A 旧立石塩田北東角

〃 B 国立研究開発法人水産研究・教育機構瀬戸内海区水産研究所屋島庁舎敷地埋立地南西角より護岸沿い南に150メートルのところ

〃 C 石場港船揚場南西角

〃 D 石場港埋立護岸北東角

〃 E 屋島少年自然の家塩水プール南東角

〃 F 庵治町丸山高頂（66メートル）

〃 G 久通港11号護岸北端

点 イ EからF見通し線上Eから300メートルのところ

〃 ロ Aからイ見通し線とCからD見通し延長線との交差点

〃 ハ Aからイ見通し線とBからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Dロ、ロハ、ハBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
あおのり養殖業	3月1日から6月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町

2 免許予定日 令和2年3月1日

3 免許の存続期間 令和2年3月1日から令和5年9月30日まで

4 免許申請期間 令和2年1月16日8時30分から同月17日17時まで